令和3年度静岡県公立高等学校入学者選抜(県立焼津水産高等学校専攻科) 新型コロナウイルス感染症に係る追検査実施要項

この要項は、令和3年度静岡県公立高等学校入学者選抜(県立焼津水産高等学校専攻科)の新型コロナウイルス感染症に係る追検査(以下、「追検査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 受検資格

令和3年度静岡県公立高等学校入学者選抜(県立焼津水産高等学校専攻科)に出願した者のうち、11月30日(月)の検査(以下、「本検査」という。)の全部又は一部を次の①又は②の理由により受けることができず、追検査受検願を提出した者

- ① 新型コロナウイルスの感染症にかかり治癒していない
- ② 保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を 要請されている

2 受検手続

追検査の受検を希望する者は、令和2年12月1日(火)午後3時までに別紙「新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検願」に診断書等を添えて、県立焼津水産高等学校長に提出し、その指示を受ける。

3 検査会場

県立焼津水産高等学校

4 実施期日

令和2年12月14日(月)

5 実施方法等

(1) 小論文

小論文は、専攻科の教育目標及び調査書の記載事項と関連して、志願者の専門 科目の知識等における理解力、表現力をみるものとする。

(2) 面接

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への関心・意欲・態度、 専門科目の知識及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問 に対して、口答により行う。

6 選抜方法

(1) 選抜委員会

選抜は、県立焼津水産高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に 行う。

(2) 選抜手順

県立焼津水産高等学校長は、調査書等の提出書類、小論文及び面接の結果等を 総合的に審査して、合格者を決定する。

7 合格者の発表

本検査及び追検査の合格者の発表期日は、12月18日(金)正午以降とする。 なお、追検査を行わない場合は、静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領に定め る12月3日(木)正午以降とする。

8 その他

本要項及び静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領等に定めること以外の必要な事項については、県立焼津水産高等学校長が定める。